

# PEVE 調達ガイドライン



2019 年 6 月

プライムアース EV エナジー株式会社

# はじめに

私たちプライムアース EV エナジー株式会社は、1996年の設立以来、「社会に貢献」、「世界に提供」、「市場を創造」という三つの企業理念のもと、HV・EV車載用2次電池の生産に邁進して参りました。この間、仕入先の皆様にも多くのご協力をいただき、生産台数は累計1,400万台を達成致しました。

この先も、更なる供給能力の拡大に向けて、一層の取組みの強化が求められております。

一方で、この20年余りの間には我が国、そして我々の企業活動を取り巻く国内外の社会情勢やビジネススキームも目まぐるしく変わってきております。このような中、当社が仕入先の皆様と共に更なる成長を目指していくためには、企業として果たすべき社会的責任が今後ますます大きくなって参ります。また、地球環境の側面においては、大気汚染、地球温暖化、資源の枯渇などの重要な問題が残存しております。これらの責任や課題に対する取組みは当社だけで達成出来るものではなく、仕入先の皆様のご協力が不可欠です。

こうした背景に鑑み、当社はこのたび新たに『PEVE 調達ガイドライン』を策定し、その中で「仕入先 CSR ガイドライン」および「グリーン調達ガイドライン」をまとめました。内容については、これまで契約の中や、仕入先総会・各種調査などの機会にお願いしてきたものではありませんが、改めてそれらを体系化すると共に、仕入先の皆様へのお願い事項を明確に致しました。

新しい「令和」時代の幕開けにあたり、私たちはこれからもより一層、社会から信頼されるように努めるとともに、地球環境との調和を目指した事業活動を仕入先様と共に推進してゆきたいと考えております。仕入先様におかれましては、『PEVE 調達ガイドライン』の内容をご理解頂き、今後ともより一層のお取組みをお願い申し上げます。

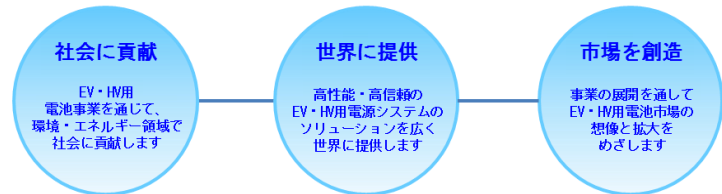


プライムアース EV エナジー株式会社  
代表取締役社長

北田真治

## 企業理念

### Company Philosophy



# 目次

## PEVE 調達ガイドライン

### I. 仕入先 CSR ガイドライン

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| 1. PEVE 企業理念にもとづく行動指針 | ..... P4   |
| 2. PEVE 調達基本方針        | ..... P4   |
| 3. 仕入先 CSR ガイドライン     | ..... P5~9 |

### II. グリーン調達ガイドライン

- |                            |              |
|----------------------------|--------------|
| 1. PEVE 環境方針               | ..... P11    |
| 2. 本ガイドラインの位置づけ            | ..... P12    |
| 3. 仕入先様へのお願い事項             |              |
| 1. 環境マネジメントシステムの構築         | ..... P12~13 |
| (1) 環境マネジメント体制の構築          |              |
| (2) ライフサイクル全体での環境マネジメントの推進 |              |
| 2. 温室効果ガス（GHG）の削減          | ..... P13    |
| 3. 資源循環の推進                 | ..... P13    |
| 4. 化学物質の管理                 | ..... P14~16 |
| 5. 自然共生社会の構築               | ..... P16    |
| 用語集                        | ..... P17~19 |

# I . 仕入先 CSR ガイドライン

## 1. PEVE 企業理念にもとづく行動指針

1. 私たちは、内外の法およびその精神を順守し、オープンでフェアな事業活動を通じて、「社会から信頼される会社」になることを目指します
2. 私たちは、常に「先端技術の研究開発」に努め、世界のお客様にEV・HV用電源システムのソリューションを提供いたします
3. 私たちは、「品質は企業の命」と認識し、何よりも商品・サービスの品質向上に努めます
4. 私たちは、「お客様の要請にお応えする」とともに、高効率でスピード溢れる事業活動と、それを支えるスリムな企業体質作りを通じて、当社事業の健全な発展を推進します
5. 私たちは、「人権を尊重し、不当な差別・人権侵害を許しません」
6. 私たちは、「国・地域との共生や環境との調和」を目指します
7. 私たちは、「安全・健康の確保を最優先」に業務を遂行します
8. 私たちは、「社会の手本となる交通マナーの実践」に努めます
9. 私たちは、「従業員と会社が夢を共有」し、活力に溢れる企業風土をつくります

## 2. PEVE 調達基本方針

PEVE はお客様にご満足いただける車載用電池づくりのために、次の2つの基本方針に基づき、調達活動を展開しています。

### (1) オープンドアポリシーに基づく公正な競争

PEVE との取引を希望される国内外の仕入先の皆様に対して、国籍、企業規模、取引実績の有無を問わず、オープンで公正かつ公平な参入機会を提供しています。仕入先の皆様の選定にあたっては、品質、原価、技術、納期などの能力に加え、継続的な改善に取り組む経営姿勢・体制、および環境問題などの社会的責任に対する取り組み、などを総合的に勘案しています。

### (2) 相互信頼に基づく相互繁栄

PEVE は、長期的なビジョンの中で、相互繁栄を図ることができる取引関係の確立を目指しています。その基礎となる相互の信頼関係を築くため、仕入先の皆様との双方向かつ密接なコミュニケーションの促進を図っています。

### 3. 仕入先 CSR ガイドライン

PEVE はトヨタ自動車株式会社の子会社として、トヨタ自動車株式会社の「CSR 方針」を受けこれを共有し、ともに行動します。

PEVE は製品・サービスの提供を通じ、住みよい地球と豊かな社会づくりに貢献したいと考えています。そのために、環境マネジメントの徹底だけでなく、持続可能な社会の実現に寄与していきたいと考えております。

#### (1) マネジメント姿勢の共有

仕入先の皆様とは、次の点の取組み姿勢を共有していきたいと考えております。

- 人間性を尊重する職場づくり  
会社を信頼して働ける環境を整え、人材育成を促進する風土を醸成することが重要です。
- 現地現物に徹したモノづくり  
モノづくりでは現地現物、すなわち現場を徹底的に観察し、事実の背後にある真因を発見する姿勢が、基本的に重要です。本質を見極め、素早く合意、決断し、全力で実行することが大切だと考えています。
- たゆまぬ改善  
常に進化、革新を追求し、絶え間なく改善に取り組むことが重要です。
- 双方向コミュニケーション  
電池づくりは、仕入先の皆様と PEVE の共同作業です。両者があたかも一つの会社のように双方向コミュニケーションを緊密にとることが成功の鍵を握っています。お互いにオープンで率直な話し合いを行い、十分納得しながら推進していきたいと考えています。

#### (2) 「製品・サービス」の提供に関してお願いしたいこと

PEVE は仕入先の皆様に「世界で最も良いものを、最も安く、最も早く・タイムリーに、そして長期安定的に」提供いただきたいと考えています。そして常にお客様の視点に立った製品開発・モノづくりをお願いしたいと思います。

- 安全  
モノづくりは、人が担い手であり、安全で健康な職場環境が整ってこそ良い品質のものができます。安心して業務遂行が出来る職場環境づくりを期待します。
- 品質  
PEVE は品質を最重要視し、お客様の信頼を得てきました。「品質は取引の大前提」であるにご認識頂き、「品質第一」の開発・生産をお願いいたします。
- 納入・生産  
PEVE はお客様へ「必要なものを、必要な時に、必要なだけ」供給することを目指しています。これに向け、生産準備・生産・納入の各段階で、柔軟かつ確実な対応をお願いします。

- 原価  
世界 NO.1 のコスト競争力の実現を期待しています。そのためには技術開発・生産技術の革新に努めると共に、不断の原価低減活動が重要です。
- 技術  
お客様のニーズを的確に把握し、他に先駆けて具現化する能力、それを低価格で実現する能力を期待します。

(3) 「製品・サービス」をつくる過程においてお願いしたいこと

PEVE は仕入先の皆様の社内において、下記項目への取組みをお願いしたいと考えております。また、皆様の仕入先に対しても、皆様の CSR 方針・ガイドラインの展開・啓発活動を通じ、下記項目への取組みの浸透・普及に努めて頂きたいと思っております。

1) コンプライアンス

- 法令及びその精神の遵守
  - 各国・地域の法令並びにそれらの精神を遵守する。
  - コンプライアンス徹底の為、方針や体制、行動指針・通報制度・教育などの仕組みを整備し、実施する。
- 機密情報の管理・保護
  - 営業秘密などの、自社の機密情報を厳重に管理し、その利用を適切に行う。
  - 他社の機密情報は正当な権限者から正当な方法で入手すると共に、利用範囲その他の条件を確認し、その範囲内においてのみ使用し、機密を保持し、他社の権利を侵害しない。
  - 従業員、お客様や取引先などに関する個人情報、全て正当な方法によってのみ入手するとともに、入手した情報は厳重に管理し、適正な範囲で利用し、保護する。
- 知的財産の保護
  - 自社が保有或いは自社に帰属する知的財産権等が第三者に侵害されないよう保護し、注意を払う。
  - 第三者の特許・実用新案・意匠・商標等の知的財産の不正入手や不正使用、ソフトウェア・書籍の不正コピー等の権利侵害を一切行わない。
- 競争法の遵守
  - 私的独占、不当な取引制限（カルテル、入札談合等）、不公正な取引方法、優越的地位の濫用など、各国の競争法に違反する行為を行わない。
- 輸出取引管理
  - 輸出取引管理に関する法令に従い、輸出する製品・技術等について、規制品目かどうかを確認の上で該非判定書を作成・提供するなどの管理を徹底する。

- 腐敗防止
  - 政治献金・寄付等は、各国の法律に従って実施し、政治・行政と透明かつ公正な関係づくりに努める。
  - 不当な利益や不当な優遇措置の取得・維持を目的に、顧客・調達先、その他のビジネスパートナーに対して、接待・贈答・金銭の授受・供与は行わない。
  - 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断する。

## 2) 人権・労働

- 差別撤廃
  - あらゆる雇用の場面（応募、採用、昇進、報酬、教育を受ける権利、業務付与、賃金、福利厚生、懲罰、解雇、退職等）において、人種、民族や出身国籍、宗教、年齢、性別等の各国該当法令で保護されるべき個性を理由とした差別を行わない。
  
- 人権尊重
  - 人種、民族や出身国籍、宗教、年齢、性別等の各国該当法令により保護されるべき個性を理由とした、職場におけるあらゆる形態のハラスメントを許さない。
  - 業績を妨げたり尊厳を傷つける、または脅迫的、敵対的もしくは不快な就業環境を生み出すような、従業員に対して行われる言語、視覚、身体による行為はハラスメントとみなされる。
  - いかなるハラスメントの苦情に対しても、直ちに報告や調査を行う。また、従業員が、報復、脅迫や嫌がらせをおそれずに、ハラスメントのいかなる事例も報告できるようにする
  
- 児童労働
  - 児童労働を行わない
  - 就労可能年齢は 15 歳、各国該当法令による就労最低年齢または義務教育終了年齢いずれか最高のものとする。
  - 18 歳未満の従業員を危険有害業務に就労させない。
  - 職業訓練や見習については、各国該当法令が認めている範囲のみで就労可能とする。
  
- 強制労働
  - 強制労働を行わない。
  - 全ての労働は自発的であること、及び、従業員が自由に離職できることを確実に保証する。
  - 雇用の条件として、パスポート、公的な身分証明書または労働許可証の引渡しを従業員に要求しない。なお、従業員は合法的に雇用されていなければならない。
  
- 賃金
  - 最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国該当法令を遵守して従業員に給与を支払う。
  - 法定必須給付を支給する。
  - 給与その他給付、福利厚生及び控除は、各国該当法令を遵守して適時明確に従業員に明細を伝える。



- 労働時間
  - 従業員の労働時間（超過勤務を含む）を規定する各国該当法令に従う
  
- 結社の自由
  - 従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を、事業活動を行う国の該当法令に基づいて認める。
  - 従業員が経営層へ、報復、脅迫や嫌がらせをおそれずに、オープンで直接コミュニケーションできる権利を保証する。
  
- 安全・健康な労働環境
  - 誰もが安心して働けるよう、職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故、災害の未然防止に努める。
  - 職場での健康増進活動や疾病予防の為の指導などを通じて、従業員の健康づくりを支援する。

## 2) 地域・グローバル社会

- 環境
  - 環境との調和ある成長を目指し、事業活動の全ての領域を通じて、ゼロエミッションに挑戦する。
  - 各国の環境関係法令を遵守すると共に、環境保全活動を推進し、継続的な改善を行う環境マネジメントシステムを確立する。
  - 環境パフォーマンス向上はもとより、環境負荷物質の適正管理に取り組む。（詳細は、「グリーン調達ガイドライン」を参照）
  
- 責任ある資源・原材料調達
  - 人権・環境等の社会問題を引き起こす原因となりうる原材料（例：コンゴ産紛争鉱物等\*）の使用による地域社会への影響を考慮した調達活動を行うこととし、懸念のある場合には、使用回避に向けた施策を行う。  
\*コンゴ民主共和国およびその周辺諸国から産出される鉱物で、且つ同地域の武装勢力の活動資金となっている鉱物
  
- 地域への貢献
  - 豊かな地域社会とその発展に向け、それぞれの地域が抱える社会的課題に目を向け、地域社会と協力しながらその解決につながる社会貢献活動を目指す。
  
- ステークホルダーへの情報の開示
  - 経営・財務・環境保全・社会・社会貢献に関連する情報などについて、ステークホルダーに有用な情報を正しく適時に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの健全な関係の維持・発展に努める。

皆様の仕入先への展開についてのお願い

- 皆様の仕入先に対しても、上記の趣旨を踏まえた貴社の CSR 方針・ガイドラインを展開し、啓発活動を通じ皆様の仕入先における CSR への取組みの浸透・普及に努めて頂きたい。
- 浸透・普及にあたっては、サプライチェーンの全体を意識して、これを行い、また必要に応じたフォロー・是正対応をお願いしたい。

## Ⅱ. グリーン調達 ガイドライン

# 1. PEVE 環境方針

弊社は、HV・EV 電池事業を通じて広く世界に製品を供給し、地球環境の維持向上と新しい未来の創造に努め、社会の皆様から愛される企業を目指すという基本理念のもと環境に優しい3つの活動を行っています。

## ①環境に優しい製品づくり

- ・ 電池性能の向上による CO2 排出量の削減
- ・ 希少資源の使用量削減



## ②環境に優しい工場運営

- ・ 環境法令の遵守
- ・ CO2、廃棄物の削減
- ・ 工場緑化



## ③地域に優しい行動

- ・ 地域の方とのふれあい



### PEVE 環境方針

1. ISO14001 に準拠した環境マネジメントシステムを推進し、適切な評価と見直しを行うことにより、環境保全・改善活動を効果的、継続的に実践する。
2. 関係法令、協定、規制および関連する要求事項を法令遵守するとともに、さらに必要に応じて自主規制を制定し、環境保全の質的な向上を図る。
3. CO<sub>2</sub>・廃棄物の削減、部品の再利用化、リサイクルなど、ゼロエミッションに向けた技術開発に取り組み、環境と経済の両立を実現する。
4. 商品に、あるいは事業活動に伴って使用する、原材料、部品または物質の環境に及ぼす影響を的確に把握し、環境汚染の監視と予防に注力する。
5. 全従業員に環境教育を実施し、環境に対する自覚と責任を促す。
6. 社内外から見える環境保全活動を実施する。

## 2. 本ガイドラインの位置付け

- グリーン調達とは

①環境法規則・規範を遵守し、②環境負荷低減に取り組み、③環境マネジメントシステムが構築されている仕入先の皆様から、指定する禁止物質を使用せず、環境負荷低減に配慮した部品・材料・サービスを優先的に調達すること

- グリーン調達ガイドラインの位置付け

本グリーン調達ガイドラインは、PEVE パートナーとしてグローバルで共通して仕入先の皆様へお願いする内容を纏めたものです。本ガイドラインの内容をご理解いただき、弊社のグリーン調達の活動にご協力頂きますようお願いいたします。

## 3. 仕入先様へのお願い事項

### 1. 環境マネジメントシステムの構築

#### (1) 環境マネジメント体制の構築

弊社は、環境保全活動を組織的に管理し、継続的改善に取り組んでいます。仕入先様におかれても環境保全活動を推進し継続的な改善が実現できる環境マネジメント体制の構築をお願いします。

<ul style="list-style-type: none"><li>● 環境マネジメントの確実な推進のために、「ISO14001」などの環境マネジメントシステム外部認証の取得・継続更新をお願いします。外部認証の取得状況については、適宜確認させていただきます。なお、サプライチェーン全体のマネジメントを実現するために、皆様の仕入先様への環境マネジメントシステムの確認、助言・指導と、その先のお取引様への必要に応じた展開、啓発をお願いします。</li></ul>	対象の仕入先様  全て
<ul style="list-style-type: none"><li>● 弊社からの確認方法</li></ul>	会社概況表作成の依頼（毎年4月頃）
<ul style="list-style-type: none"><li>● 仕入先様からの連絡方法</li></ul>	会社概況表の提出（毎年6月頃）

#### (2) ライフサイクル全体での環境マネジメントの推進

弊社ではライフサイクルの各段階における環境負荷削減に努めています。仕入先様におかれても開発段階からライフサイクル全体を考慮いただき、ライフサイクルで環境負荷削減となる取組をお願いします。

a. 納入製品のライフサイクル全体を考慮した環境マネジメントの推進

● 納入製品のライフサイクル全体について、「温室効果ガスの削減」、「資源循環の推進」、「化学物質の管理」、「自然共生社会の構築」の内容をご考慮いただき、環境負荷削減のための環境マネジメントの推進をお願いします。	対象の仕入先様  全て
● 弊社からの確認方法	必要に応じて個別にご確認させていただきます

b. 環境パフォーマンス確認のための LCA 調査

● 環境パフォーマンスの確認のために、LCA 関連のデータ（部品、原材料製造時のエネルギー使用量、GHG、NOx の大気への排出量、廃棄物量など）の提出をお願いします。「部品製造環境データ調査ガイドライン」に従い、期限までにご提出ください。なお、新規採用部品及び設計変更部品については、従来部品に対する環境負荷の変化を確認させていただく場合があります。LCA の対象となる仕入先様には、ご提出いただくデータ等の詳細を弊社担当窓口よりご相談させていただきます。	対象の仕入先様  LCA の対象となる部品及び原材料を納入される仕入先様（弊社指定）
● 弊社からの確認方法	LCA 調査の依頼（毎年 6 月頃）
● 仕入先様からの回答方法	LCA 調査回答の提出（期限は別途指定）

2. 温室効果ガス（GHG）の削減

弊社では温室効果ガス（GHG: Green House Gas）排出量の削減に努めています。仕入先様におかれても、製品・サービスのライフサイクルでの積極的な GHG 排出量削減の取組をお願いします。

● 納入製品のライフサイクル全体を考慮いただき、積極的な排出量削減の取組をお願いします。	対象の仕入先様  全て
● 弊社からの確認方法	必要に応じて個別にご確認させていただきます

3. 資源循環の推進

弊社では日本の自動車リサイクル法や欧州 ELV 指令など、国内外における法規制対応に加えて、再生材の活用、リサイクルを考慮した設計、拠点における廃棄物削減活動など、資源循環に関する取組を進めて参ります。仕入先様にも資源循環に関する取組にご協力をお願いします。

● 製品における枯渇性資源の使用量削減や、製品使用後の廃棄時における適正処理・リサイクルを考慮した製品の開発など、日常の業務等において弊社への積極的な提案をお願いします。また、拠点における廃棄物の削減やリサイクル、物流における梱包・包装資材の削減もあわせてお願いします。	対象の仕入先様  全て
● 弊社からの確認方法	必要に応じて個別にご確認させていただきます

#### 4. 化学物質の管理

弊社は、欧州 ELV、欧州 REACH、日本化審法など、国内外における法規制に先行し化学物質の管理（廃止、削減等）およびリサイクル率の向上への取組を推進しています。対象の仕入先様には、下記項目に関する法令・技術標準類・各種品質管理業務要領に沿った製品の納入や使用実績の報告等をお願いします。

##### (1) 弊社製品に含まれる原材料/部品/梱包・包装資材に関する化学物質の管理

開発・設計・生産準備・量産段階、梱包・包装資材の化学物質の管理（廃止、削減等）と、樹脂・ゴム部品の材質表示をお願いします。

##### a. 技術標準類に従った化学物質の廃止・削減および使用情報の管理

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 化学物質の廃止・削減および使用情報の管理は、弊社指定の技術標準類に従い実施してください。</li> </ul>	<p>対象の仕入先様</p> <p>原材料/部品/ 梱包・包装資材を 納入頂いている 仕入先様</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 弊社からの依頼方法 図面または購入仕様書にて指示</li> </ul>	

##### b. IMDS データ入力の確実な実施

化学物質管理に関する国際合意 SAICM 対応に向け、2020 年までに世界各国で化学物質の法規制が次々と整備されています。弊社が欧州 ELV・欧州 REACH・日本化審法など、国内外における法令を遵守するためには、各仕入先様のサプライチェーンとしてのご協力が必要不可欠です。

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たに設定されたすべての原材料、部品に対し、弊社の指定する期日までに材料・化学物質データを最新の弊社指定の技術標準で確認し、IMDS に入力してください。 ※入力に際しては「IMDS の入力ルール Ver. 3.05」をご参照ください。必要な場合は調達担当者へご連絡ください</li> <li>● 下記の場合は、仕入先様より自主的に IMDS データを更新してください (1) 原材料、部品の材料変更及び重量変更が発生した場合 (2) 技術標準の改訂により物質情報の更新が必要な場合 (3) 法令改訂によりアプリケーションコードの更新が必要な場合</li> <li>● 法令改訂等により新たに規制物質となった物質を含有することが判った場合は、代替品または代替え材への切替にご協力ください。また切替の際は速やかに弊社へご連絡ください。</li> </ul>	<p>対象の仕入先様</p> <p>原材料/部品/ 梱包・包装資材を 納入頂いている 仕入先様</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 弊社からの依頼方法</li> </ul>	<p>弊社品番の新規発生時のみ購入仕様書にて依頼</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仕入先様からの回答方法</li> </ul>	<p>初品検査経歴書で IMDS ID No. を回答 またはデータ送信予定日をご連絡頂く</p>

c. 梱包・包装資材の化学物質の管理

● 弊社指定の技術標準を遵守するようお願い致します。	対象の仕入先様  梱包・包装資材を 納入頂いている 仕入先様
● 弊社からの依頼方法	弊社品番の新規発生時のみ購入仕様書にて依頼

d. 樹脂・ゴム部品の材質表示

● 100g 以上の樹脂部品・200g 以上のゴム部品を対象としていますが、対象質量以下の部品についても可能な限り表示をお願いします。	対象の仕入先様  樹脂・ゴム部品を 納入頂いている 仕入先様
● 弊社からの依頼方法	図面
● 仕入先様の表示方法	図面に従うこと

e. SDS の提出

● 適正な化学物質管理のため、SDS 提出にご協力をお願いします。	対象の仕入先様  弊社が指定した 仕入先様
● 弊社からの依頼方法	LCA 調査、購入仕様書もしくは個別依頼
● 仕入先様からの提出方法	依頼方法による。 購入仕様書で依頼した場合は納入仕様書に添付



(2) 弊社製品に含まれない原材料/部品/副資材等に関する化学物質の管理

弊社の拠点で使用し、弊社製品に含まれない資材の化学物質の管理（廃止、削減等）をお願いします。

a. 原材料、副資材の化学物質の管理

<ul style="list-style-type: none"><li>● 新規採用計画時に SDS の提出をお願いすることがあります。</li></ul>	対象の仕入先様  原材料、副資材を 納入頂いている 仕入先様
<ul style="list-style-type: none"><li>● 弊社からの依頼方法            個別依頼</li><li>● 仕入先様からの提出方法       依頼方法による</li></ul>	

(3) 仕入先様の事業活動における化学物質の管理

仕入先様の事業活動における、化学物質の管理（廃止、削減等）をお願いします。

<ul style="list-style-type: none"><li>● VOC 排出量の削減をお願いします。PRTR 法対象の仕入先様は対象物質排出量の管理をお願いします。</li><li>● PRTR 法については下記 HP をご参照ください <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/5.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/5.html</a></li></ul>	対象の仕入先様  VOC : 全て  PRTR : 対象の 仕入先様のみ
--	---

5. 自然共生社会の構築

弊社では美しい地球の中で万物と共生しながら営みを継続することを基本理念としており、自然保護や生物多様性保全の重要性を理解し、自然共生社会の構築に取り組んでいます。仕入先の皆様におかれましても、生物多様性に対して最大限ご配慮いただき、自然共生社会の構築に向けた取組をお願いします。

<ul style="list-style-type: none"><li>● 納入製品及び拠点における生物多様性や自然への影響の最少化をお願いします。また、生物多様性保全に貢献する製品の積極的な提案もお願いします。</li></ul>	対象の仕入先様  全て
<ul style="list-style-type: none"><li>● 弊社からの確認方法            必要に応じて個別にご確認させていただきます</li></ul>	

## 用語集

### 法律、規制、政策関連用語集

#### ② 自動車リサイクル法

使用済み自動車のリサイクルと適正処理を推進するため、自動車メーカーの他、関係者に適切な役割分担を義務付ける法律

#### ③ 欧州 ELV 指令

2000年に発効した「使用済み自動車（ELV）のリサイクル指令（2000/53/EC）」。使用済み自動車による環境負荷削減の為に、製品中化学物質の使用制限と高いリサイクル率を確保するための回収ネットワークの構築などを定めている。製品含有化学物質については、信頼性の観点で代替品がない用途には適用除外の項目もある。

#### ④ 欧州資源効率性政策

持続可能な資源効率の高い循環型社会の構築を目指す基本政策。

#### ⑤ 欧州 REACH 規則

2007年に発効した「化学品の登録、評価、認可および制限に関する規則〈(EC) No1907/2006〉」。化学物質管理の企業責任を明確に求めており、この規制のもと、企業は自社で使用・含有する化学物質の把握・リスク評価およびサプライチェーンを通しての管理が義務付けられている。

#### ⑥ 化審法

1974年に施行した「化学物質の審査および製造などの規制に関する法律」。新たな工業用化学物質（新規化学物質）について事前審査を行い、化学物質の有害性に応じて輸入や製造について規制したもの。化学物質の蓄積性や分解性、毒性を審査・規制し、生物への被害を防止することが目的。

#### ⑦ 米国 TSCA 法（Toxic Substances Control Act）

1976年に制定された「化学物質による人の健康・環境への被害軽減を目的とした法律」。同法に基づき米国 EPA（環境保護庁）は化学物質、混合物に関する情報管理（報告・保持）、試験評価要求、制限および特定の化学物質の製造・輸入・使用・廃棄を規制管理している。

#### ⑧ 欧州包装材指令

1994年に発効した「包装および包装廃棄物に関する指令（94/62/EC）」。使用済み包装廃棄物による環境負荷削減の為に、製品中化学物質の使用制限と高いリサイクル率を確保するための回収・リサイクルシステムの構築などを定めている。

#### ⑨ 欧州 CLP 規則

2009年に発効した「化学品の危険性分類と表示、梱包規則〈(EC) No 1272/2008〉」。化学物質の危険性分類や表示を国際調和ルール（GHS）に基づく仕組に変更するもの。欧州での化学品の製造者・輸入者は、本規則に従って、化学物質の有害危険性分類や行政への届出、表示、適切な梱包をすることが求められます。

#### ⑩ PRTR 制度（Pollutant Release and Transfer Register）

PRTRとは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握、集計、公表する仕組。対象となる化学物質を製造したり使用したりしている一定規模以上の事業者は、どのような化学物質を1年間にどれだけ環境中に排出および移動したかを自ら報告し、行政機関がその結果を集計・公表している。

- ⑪ The Aichi Biodiversity Targets  
2010年に開催されたCOP10で採択された、生物多様性に関する2011年以降の新たな世界目標。
- ⑫ 生物多様性国家戦略2012-2020  
生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。

#### その他用語集

- (1) ISO 14001  
環境マネジメントシステムに関する国際規格。
- (2) ライフサイクル  
製品・サービスの原材料調達、生産、流通、使用・維持管理、廃棄・リサイクルまでのすべての段階
- (3) LCA (Life Cycle Assessment)  
製品・サービスの環境負荷を設計・製造から使用・廃棄段階までライフサイクルで評価する手法。
- (4) ISO50001  
エネルギーマネジメントシステムの国際規格
- (5) 低 GWP フロン  
温暖化の影響の強さを示す地球温暖化係数 (Global Warming Potential) が小さいフロン
- (6) ELV (End of Life Vehicle)  
使用の目的を終了した使用済み自動車のこと。自動車リサイクル法では、引取業者に使用済みとして引き取られた車が使用済み自動車となる。
- (7) クローズドループリサイクル  
端材やスクラップ、廃車等の廃棄物から同じ製品に再生すること。
- (8) 原材料  
PEVEの生産工場で使用されるもの。
- (9) 副資材  
PEVE工場で使用されるが、製品の一部にならないもの。ただし、接着剤等を含む場合もある。
- (10) 梱包・包装資材  
PEVEに直接納入する梱包・包装資材および部品等を輸送する際に使用する梱包・包装資材。
- (11) VOC (Volatile Organic Compounds)  
揮発性有機化合物。塗装や接着剤の溶剤など常温常圧で揮発しやすい有機化合物。
- (12) IMDS ( International Material Data System)

部品お取引先様等が、製品の材料と含有物質のデータを標準化されたフォーマット、プロセスで入力するグローバルな自動車業界標準の材料データ収集システム。

(13) SDS ( Safety Data Sheet)

安全データシート。化学物質や化学物質が含まれる原材料などを安全に取扱うために必要な情報を記載したもの。

(14) GADSL (Global Automotive Declarable Substance List)

IMDS 申告時に利用する日米欧の自動車、部品、化学メーカーで合意された業界共通の管理化学物質リスト。

発行日： 2019年7月（初版）  
編集/お問い合わせ先： プライムアース EV エナジー株式会社  
調達部 1グループ  
星野・清水  
連絡先：053-577-3631



プライムアースEVエナジー(株)